

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 61 号

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部改正について

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5
年函館市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「ものの住宅」の後ろに「または老人ホーム、福祉ホ
ームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」
という。）」を加え、「部分の床面積は」を「部分（法第 52 条第 6 項
の政令で定める昇降機の昇降路の部分または共同住宅の共用の廊下もし
しくは階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面
積は」に改め、「当該建築物の住宅」の後ろに「および老人ホーム等」
を加え、同条第 5 項中「には、」の後ろに「法第 52 条第 6 項の政令で
定める昇降機の昇降路の部分または」を加え、「または」を「もしくは」
に改める。

別表第 2 西桔梗南地区地区整備計画区域工業業務 A 地区の項第 6 号、
同表西桔梗南地区地区整備計画区域工業業務 B 地区の項第 6 号、同表西
桔梗南地区地区整備計画区域工業業務 C 地区の項第 6 号、同表西桔梗南
地区地区整備計画区域工業業務 D 地区の項第 6 号、同表西桔梗南地区地
区整備計画区域沿道業務地区の項第 5 号、同表日吉 3 丁目地区地区整備
計画区域中層団地地区の項第 3 号、同表桔梗中の沢地区地区整備計画区
域低層一般住宅 A 地区の項第 3 号および同表昭和南地区地区整備計画区

域一般住宅A地区の項第2号中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第4条第4項の改正規定（「部分の床面積は」を「部分（法第52条第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分または共同住宅の共用の廊下もしくは階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積は」に改める部分に限る。）および第4条第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の一部改正に伴い、容積率を算定する場合において建築物の延べ面積に算入しない床面積に、老人ホーム等の床面積および昇降機の昇降路部分の床面積を加えることとし、ならびに規定を整備するため